

OMIC Food Safety Newsletter No. 509 July 24, 2020

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

モニタリング検査の追加(違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)

(2020年7月上~中旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
7/3	フィリピン産おくら	プロフェノホス	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000646524.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)
7/14	韓国産エゴマ	インドキサカルブ	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000648961.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)
		テフルベンズロン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000648961.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)
		パクロブトラゾール	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000648961.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)
7/14	中国産ばれいしょ	ハロキシホップ	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000648961.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)
7/14	マラウイ産 マカダミアナッツ	ペルメトリン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000648961.pdf (基準値 0.05 mg/kg - ppm)

★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報

(2020年7月上旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
7/3	クロアチア	タイ産パパイヤリーフティーにおけるラベルの欠如	Border rejection

★ タイ保健省 輸入通関時の青果物残留農薬検査強化の詳細

タイ保健省食品医薬品検査所は、輸入通関時の青果物の残留農薬検査を強化するガイドラインを発表しており、8月1日から運用開始予定となっています。その運用方法について、JETRO より詳細情報が公表されています。

(1) 輸入時のサンプル抽出検査

サンプル抽出量は分析に必要なしかるべき量採取され、検査はロットごとではなく輸入ごとに行われます。「非常に高リスク」「高リスク」「低リスク」の分類のうち、「高リスク」「低リスク」商品の検査費用はタイ食品医薬品局 (FDA) が負担となりますが、「非常に高リスク」は輸入者負担となります。サンプル抽出・検査所要時間は1日以内(予め検査を行い、検査分析証明書(COA) 提示・確認の場合は3時間未満)を想定しています。「高リスク」と「低リスク」商品については、検査結果入手前の流通・販売が可能となっています。

(2) 罰則

タイ食品法に基づく罰則規定が適用される可能性があります。通関前に違反が発覚した場合も適用されることにご注意ください。違反があった場合は、当該商品の輸出者および品目が、「非常に高リスク」商品のリストに追加されます(その後3回連続で基準をクリアした場合はリストから除外)。また違反があったことが発覚した際には、輸入者に商品回収が要請されます。

(3) 検査分析証明書(COA)の提示

同一園地の同一品目を同一シーズンに輸入する場合は、同一のCOAを使用することが可能です。ISO/IEC17025 基準に従った分析機関能力認定を受けた機関のCOAを使用する際は、残留農薬検査につき認定されたものであることが要求されています。COA 原本の提示が困難な場合は、COA 発行機関などによる原本証明がなされた複写も使用可能とのことです。COA はタイ語または英語で発行する必要があります。

JETRO: <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/7a7eb80236528e2f.html>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No.510の発行は、2020年8月7日とさせていただきます。